

電気供給約款

2019年10月1日実施

株式会社いちたかガスワン

電気供給約款目次

I 総則	- 1 -
第1条 適用	- 1 -
第2条 本約款の変更	- 1 -
第3条 定義	- 1 -
第4条 単位および端数処理	- 3 -
第5条 実施細目等	- 3 -
II 契約の締結	- 3 -
第6条 電力供給契約締結前の確認事項	- 3 -
第7条 契約の要件	- 4 -
第8条 電力供給契約の成立	- 4 -
第9条 契約期間	- 4 -
第10条 需要場所	- 5 -
第11条 電力供給契約の単位	- 5 -
第12条 供給の開始	- 5 -
第13条 供給の単位	- 5 -
III 常時供給電力	- 6 -
第14条 契約電力および周波数	- 6 -
第15条 料金	- 6 -
IV 自家発補給電力および予備電力	- 7 -
第16条 自家発補給電力	- 7 -
第17条 予備電力	- 8 -
V 料金の算定および支払い	- 8 -
第18条 料金の適用開始の時期	- 8 -
第19条 検針日	- 8 -
第20条 料金の算定期間	- 9 -
第21条 使用電力量等の計量および算定	- 9 -
第22条 料金の算定	- 10 -
第23条 料金その他の支払義務および支払期日	- 10 -
第24条 料金その他の支払方法	- 11 -
第25条 遅延利息	- 12 -
VI 使用および供給	- 12 -
第26条 適正契約の保持	- 12 -
第27条 契約超過金	- 12 -
第28条 力率の保持	- 13 -
第29条 需要場所への立入りによる業務の実施	- 13 -
第30条 電気の使用等にもなうお客さまの協力	- 13 -
第31条 供給の停止	- 15 -

第32条	供給停止の解除	- 15 -
第33条	供給停止期間中の料金	- 16 -
第34条	違約金	- 16 -
第35条	給電指令等の措置	- 16 -
第36条	制限または中止の料金割引	- 16 -
第37条	損害賠償の免責	- 16 -
第38条	設備の賠償	- 17 -
VII	契約の変更および終了	- 17 -
第39条	電力供給契約の変更	- 17 -
第40条	名義の変更	- 17 -
第41条	供給開始後の電力供給契約の変更または終了にともなう料金の精算	- 17 -
第42条	供給開始後の電力供給契約の変更または終了にともなう工事費等の精算	- 17 -
第43条	当社による解除	- 18 -
第44条	お客さまによる解除	- 18 -
第45条	電力供給契約終了後の債権債務関係	- 18 -
VIII	工事および工事費の負担	- 19 -
第46条	供給設備の工事費負担	- 19 -
第47条	計量器等の取付け	- 19 -
IX	保安	- 19 -
第48条	保安の責任	- 19 -
第49条	保安等に対するお客さまの協力	- 20 -
第50条	調査	- 20 -
第51条	検査または工事の受託	- 21 -
第52条	自家用電気工作物	- 21 -
X	その他	- 21 -
第53条	連絡体制	- 21 -
第54条	守秘義務	- 21 -
第55条	暴力団排除に関する条項	- 22 -
第56条	管轄裁判所	- 22 -
第57条	協議	- 22 -
附 則		- 23 -

I 総則

第1条 適用

当社が電気事業法第2条第1項第3号に定める小売電気事業者としての高圧または特別高圧の需要に応じて、一般送配電事業者の供給区域（北海道をいいます。）内の需要場所に電気を供給するときの電気料金その他の供給条件は、この電気供給約款（以下「本約款」といいます。）によります。以下、電力供給契約書と本約款を併せて「電力供給契約」といいます。

第2条 本約款の変更

- (1) 一般送配電事業者の定める託送供給約款が改定された場合、法令・条例・規則等の改正により本約款の変更の必要が生じた場合、その他当社が必要と判断した場合には、当社は本約款を変更することがあります。この場合には、変更後の内容およびその効力発生時期をあらかじめ個別に通知する方法または当社のWEBサイトに掲示する方法により説明します。これらの場合に、効力発生時期が到来したときは、電気料金その他の供給条件は、変更後の内容によります。
- (2) 本約款は、消費税等（消費税法の規定により課される消費税および地方税法の規定により課される地方消費税をいいます。）の改定があった場合、改定後の税率が適用された内容に自動的に変更されるものとします。
- (3) 本約款の変更にとまない、変更の際の供給条件の説明、契約変更前の書面交付および契約変更後の書面交付を行う場合、以下の方法により行うことについて、あらかじめ承諾していただきます。
 - イ 供給条件の説明および契約変更前の書面交付を行う場合、個別に通知する方法または当社のWEBサイトに掲示する方法その他当社が適当と判断した方法（以下「当社が適当と判断した方法」といいます。）により行い、説明および記載を要する事項のうち当該変更をしようとする事項のみを説明し、記載します。
 - ロ 契約変更後の書面交付を行う場合には、当社が適当と判断した方法により行い、当社の名称および住所、お客さまとの契約年月日、当該変更をした事項ならびに供給地点特定番号を記載します。
- (4) (3)にかかわらず、本約款の変更が、法令の制定または改廃にとまない当然必要とされる形式的な変更その他の供給契約の実質的な変更をとまなわない内容である場合には、供給条件の説明および契約変更前の書面交付については、説明を要する事項のうち当該変更をしようとする事項の概要のみを書面を交付することなく説明することおよび契約変更後の書面交付をしないことについて、あらかじめ承諾していただきます。

第3条 定義

次の言葉は、本約款においてそれぞれ次の意味で使用いたします。

- (1) 高圧
標準電圧 6,000 ボルトをいいます。

- (2) 特別高圧
標準電圧 20,000 ボルト以上の電圧をいいます。
- (3) 契約電力
契約上使用できる最大電力をいいます。
- (4) 契約期間
契約上電気を使用できる期間をいいます。
- (5) 最大需要電力
30 分ごとの需要電力の最大値であって、記録型計量器により計量される値をいいます。
- (6) 常時供給電力
お客さまに常時供給する電力をいいます。
- (7) 旧電力会社
北海道電力株式会社（事業の譲渡、合併または会社分割等によって高圧および特別高圧の電力需要者に対する小売供給に係る事業を承継した会社を含みます。）をいいます。
- (8) 消費税等相当額
消費税法の規定により課される消費税および地方税法の規定により課される地方消費税に相当する金額をいいます。
- (9) 給電指令
お客さまの電気の使用について、一般送配電事業者が保安上、需給上または電気の品質維持の観点から必要に応じて運用に関する指示をいいます。
- (10) 再生可能エネルギー発電促進賦課金
電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法（以下「再生可能エネルギー特別措置法」といいます。）第 16 条第 1 項に定める賦課金をいい、附則「再生可能エネルギー発電促進賦課金」に定めるところによります。
- (11) 貿易統計
関税法に基づき公表される統計をいいます。
- (12) 平均燃料価格算定期間
貿易統計の輸入品の数量および価額の値に基づき平均燃料価格を算定する場合の期間とし、毎年 1 月 1 日から 3 月 31 日までの期間、2 月 1 日から 4 月 30 日までの期間、3 月 1 日から 5 月 31 日までの期間、4 月 1 日から 6 月 30 日までの期間、5 月 1 日から 7 月 31 日までの期間、6 月 1 日から 8 月 31 日までの期間、7 月 1 日から 9 月 30 日までの期間、8 月 1 日から 10 月 31 日までの期間、9 月 1 日から 11 月 30 日までの期間、10 月 1 日から 12 月 31 日までの期間、11 月 1 日から翌年の 1 月 31 日までの期間または 12 月 1 日から翌年の 2 月 28 日までの期間（翌年が閏年となる場合は、翌年の 2 月 29 日までの期間といたします。）をいいます。
- (13) 供給地点
一般送配電事業者が、当社に対して接続供給に係る電気を供給する地点をいいます。
- (14) 需要場所
お客さまが、当社から供給された電気を使用する場所をいいます。
- (15) 一般送配電事業者
北海道電力株式会社（事業の全部の譲渡、合併または会社分割（一般送配電事業の全部を

承継させるものに限ります。)によって一般送配電事業を承継することについて、電気事業法に基づく認可を受けてこの一般送配電事業を承継した者を含みます。)をいいます。

(16) 供給地点特定番号

対象供給地点を一意に特定するための識別番号をいいます。

(17) 接続供給

当社がお客さまに対して電気を供給するために必要となる、当社が一般送配電事業者から受ける電気の供給をいいます。

(18) 接続供給契約

当社がお客さまに電気の供給を行うために必要な、当社と一般送配電事業者との接続供給契約をいいます。

(19) 託送供給等約款

接続供給契約の内容を規定する一般送配電事業者の約款で、電気事業法第18条第1項に基づき経済産業大臣より認可を受けたものをいいます。

第4条 単位および端数処理

本約款において料金その他を計算する場合の単位およびその端数処理は、次のとおりといたします。

- (1) 契約電力および最大需要電力の単位は、1キロワット(kW)とし、その端数は、小数点以下第1位で四捨五入いたします。ただし、契約電力が500キロワット未満のときで、算定された値が0.5キロワット未満となるときは、契約電力を1キロワットといたします。
- (2) 使用電力量の単位は、1キロワット時(kWh)とし、その端数は、小数点以下第1位で四捨五入いたします。
- (3) 力率の単位は1パーセント(%)とし、その端数は小数点以下第1位で四捨五入いたします。
- (4) 料金その他の計算における合計金額の単位は、1円とし、その端数は、切り捨てます。ただし、消費税相当額を加算して申し受ける場合には、消費税等が課される金額および消費税等相当額の単位は、それぞれ1円とし、その端数は、それぞれ切り捨てます。

第5条 実施細目等

- (1) 本約款の実施上必要な細目事項は、本約款の趣旨に則り、そのつどお客さまと当社との協議によって定めます。
- (2) 本約款に定めのない特別な事項は、そのつどお客さまと当社との協議によって定めます。
- (3) 一般送配電事業者が、お客さまとの協議が託送供給等約款の実施上必要であると判断した場合、お客さまは、一般送配電事業者と協議をしていただきます。

II 契約の締結

第6条 電力供給契約締結前の確認事項

- (1) お客さまが新たに電気の供給契約を希望される場合、お客さまはあらかじめ附則「契約に関わる注意事項」および「お問い合わせ窓口その他当社に関する情報」に記載の事項を十

分理解していただき、本約款を承認のうえ、次の事項をあらかじめ協議させていただいたうえで、電力供給契約を締結させていただきます。

需要場所、契約種別、供給電気方式、負荷設備、受電設備、発電設備、業種、用途、使用開始希望日、および使用期間

なお、契約種別は、常時供給電力、自家発補給電力、予備電力とし、電力供給契約の特約事項に自家発補給電力または予備電力を供給する旨の記載がない限り、常時供給電力のみを供給するものとします。

- (2) お客さまが保安等のために必要とされる電気については、その容量を明らかにしていただき、予備電力の申込みまたは保安用の発電設備の設置、蓄電池装置の設置等必要な措置を講じていただきます。また電圧または周波数の変動等によってお客さまが損害を受けるおそれがある場合は、無停電電源装置の設置等必要な措置を講じていただきます。
- (3) 一般送配電事業者の供給設備の工事を要する場合等は、用地事情等により供給開始までに長期間を要することがあるため、お客さまの供給開始希望日に応じられないことがあります。

第7条 契約の要件

当社は、一般送配電事業者の託送供給等約款により、一般送配電事業者と接続供給契約を締結し、一般送配電事業者の供給設備を使用して電気を供給いたします。また、お客さまに当社が電気を供給する際は、一般送配電事業者の供給設備を使用いたします。それに伴い、お客さまには、法令で定める技術要件、その他の法令等に従い、かつ託送供給等約款における需要者にかかわる事項および託送供給等約款で定める技術要件を遵守し、一般送配電事業者からの給電指令に従っていただきます。

第8条 電力供給契約の成立

- (1) 電力供給契約は、お客さまとの間で電気供給に関する諸条件を確認させていただいたうえで、契約条件について当社と合意に達し、お客さまと当社で電力供給契約書を締結したときに、当社および一般送配電事業者の間でお客さまおよび当社との間の供給契約に対応する接続供給契約が成立することを停止条件として、当社とお客さまとの間に成立いたします。
- (2) 当社は、法令、電気の供給状況、当社の供給力確保状況、料金その他の債務の支払状況（既に終了しているものを含む当社とお客さまとの他の契約の料金その他の支払債務を支払期日を経過してなお支払われない場合を含みます。）、お客さまが本約款の内容を承諾していただけない場合、一般送配電事業者の託送供給等約款に定める事項にご協力いただけない場合、その他やむをえない場合には、お客さまの申込みの全部または一部をお断りすることがあります。この場合は、当社は、お客さまに対し、その理由をお知らせいたします。

第9条 契約期間

- (1) 契約期間は、電力供給契約書に記載される期間とし、契約期間内は原則として契約を解約できません。ただし、双方が合意すればこの限りではありません。
- (2) (1)にかかわらず、お客さままたは当社は、3ヶ月前までに相手方にその旨を書面にて通知することで、申し出た月の3ヶ月後の月の末日を解約日として電力供給契約を解約できま

す。ただし、お客さまと当社が合意した場合には、当該申出から3ヶ月後の月の末日以外の適当な日を解約日とすることができます。

- (3) お客さまからの申出による(2)の解約が、供給開始日から1年未満の期間内となる場合、お客さまには、供給開始日から解約日までの期間の料金について、さかのぼって臨時電力料金を適用いたします。この場合、当社は、当初から臨時電力料金単価を適用して算出される料金と既に申し受けた料金との差額を申し受けます。臨時電力料金単価は、基本料金単価および従量料金単価をそれぞれ1.2倍したものといたします。
- (4) 契約期間満了日の3ヶ月前までにお客さままたは当社から別段の意思表示がない場合は、電力供給契約は、契約期間満了後も1年ごとに同一条件で継続されるものといたします。
- (5) 契約期間満了日の3ヶ月前までにお客さままたは当社から電力供給契約の継続、延長、更新をしない旨の意思表示があった場合は、電力供給契約は、期間満了により終了いたします。

第10条 需要場所

電力供給契約において当社とお客さまとの協議によりあらかじめ定める当社が電気を供給するお客さまの需要地点をいい、原則として以下のように取り扱います。

- (1) 当社は、1構内または1建物を1需要場所といたします。なお、この場合において、構内とは、さく、へい、その他の客観的な遮断物によって明確に区画された区域をいいます。また、建物とは、独立した建物をいいます。
- (2) 隣接する複数の構内の場合で、それぞれの構内において営む事業の相互の関連性が高いときは、(1)にかかわらず、その隣接する複数の構内を1需要場所とすることがあります。
- (3) 前2項にかかわらず、対象建物が一般送配電事業者において1需要場所と定める場合は当社においても同様の取扱いといたします。

第11条 電力供給契約の単位

当社は、お客さまの希望に応じて、1法人または1供給地点特定番号について、1電力供給契約を結びます。

第12条 供給の開始

- (1) 当社は、供給準備その他必要な手続きを経たのち、電力供給契約書に記載された供給開始日より、すみやかに電気を供給いたします。
- (2) 当社は、供給力を十分に確保できない場合または天候、用地事情等やむをえない理由によって、あらかじめ定めた供給開始日に電気を供給できないことが明らかになった場合には、その理由をすみやかにお知らせし、あらためてお客さまと協議のうえ、新たに供給開始日を定めて電気を供給いたします。

第13条 供給の単位

当社は特別の事情がない限り、1需要場所につき1供給電気方式1引込みおよび1計量をもって電気を供給いたします。

Ⅲ 常時供給電力

第14条 契約電力および周波数

(1) 常時供給電力の契約電力は、次によって定めます。

イ 契約電力が500キロワット以上の場合、契約電力は協議制によるものとし、1年間を通じての最大の負荷、同一業種の負荷率、操業度等を基準としてお客さまと当社との協議を踏まえ当社と一般送配電事業者との協議によって定めます。電力供給契約書に定められている契約電力は、電力供給契約締結時点でお客さまと当社が協議によって定めた契約電力といたします。

ロ 契約電力が500キロワット未満の場合、契約電力は実量制によるものとし、各月の契約電力は、次の場合を除き、その1月の最大需要電力と前11月の最大需要電力のうち、いずれか大きい値といたします。電力供給契約書に電気供給約款第14条第1項ロにより契約電力を定める旨が定められている場合、電力供給契約締結時点では契約電力が500キロワット未満であることを示します。

(イ) 新たに電気の供給を受ける場合は、当社からの供給開始の日以降12月の期間の各月の契約電力は、その1月の最大需要電力と当社からの供給開始の日から前月までの最大需要電力のうち、いずれか大きい値とします。

(ロ) お客さまの需要場所における受電設備を減少される場合等で、1年間を通じて最大需要電力が減少することが明らかなきときは、減少された日を含む1月の減少された日の前日までの期間の契約電力は、その期間の最大需要電力と前11月の最大需要電力のうちいずれか大きい値とし、減少された日以降12月の期間の各月の契約電力は、お客さまの需要場所における負荷設備および受電設備の内容、1年間を通じての最大の負荷、同一業種の負荷率、操業度等を基準として、お客さまと当社との協議を踏まえ、当社と一般送配電事業者との協議により定めた値といたします。ただし、契約電力を減少した日以降12月の期間で、その1月の最大需要電力と減少した日から前月までの最大需要電力のうちいずれか大きい値がお客さまと当社との協議を踏まえ当社と一般送配電事業者との協議によって定めた値を上回る場合は、契約電力は、その上回る最大需要電力の値といたします。

(ハ) お客さまの需要場所における受電設備を増加される場合等で、増加された日を含む1月の増加された日以降の期間の最大需要電力の値がその1月の増加された日の前日までの期間の最大需要電力と前11月の最大需要電力のうちいずれか大きい値を上回るときは、その1月の増加された前日までの期間の契約電力は、その期間の最大需要電力と前11月の最大需要電力のうちいずれか大きい値とし、その1月の増加された日以降の期間の契約電力は、その期間の最大需要電力の値といたします。

(2) 周波数は、標準周波数50ヘルツといたします。

第15条 料金

(1) 料金を算定するため、予定される最大需要電力、力率、年間使用電力量、月間使用電力量、

最大および最小の日負荷電力量、休日予定日、その他当社が電気供給をするうえで必要となる情報をあらかじめ提出していただきます。

- (2) 料金に関しては、(1)の情報を基に電力供給契約書に記載させていただきます。
- (3) 料金は基本料金にその1月の使用電力量によって算定した従量料金を加えたものとし、契約電力が当初契約と異なる場合はそれぞれ、第27条に定める金額を申し受けます。また、事前にいただいた情報と電力使用量が著しく異なる場合は料金の変更を含め、別途、協議させていただきます。
- (4) 料金は、電力供給契約書で定めた料金を支払期日までにお支払いいただきます。
- (5) 需要場所の負荷の力率が、85パーセントを上回る場合は、その上回る1パーセントにつき、基本料金を1パーセント割引し、85パーセントを下回る場合は、その下回る1パーセントにつき、基本料金を1パーセント割増いたします。なお、お客さまがまったく電気の供給を受けないその1月の力率は、85パーセントとみなします。
- (6) 当該月にまったく電気を使用されない場合は、基本料金単価を半額といたします。
- (7) 当社は、旧電力会社が公表する電気料金が改定された場合、または発電費用等の変動により料金改定が必要となる場合は、次の手順に従い、新たな料金単価を定めることができます。
 - イ 当社は事前に新たな料金単価、およびその適用開始日（以下「新料金単価適用開始日」といいます。）を書面でお客さまに通知いたします。
 - ロ お客さまは、新たな料金単価を承諾しない場合は、新料金単価適用開始日の15日前までに当社に対して書面にて解約を通知することで電力供給契約を解約することができます。この場合には、電力供給契約は本約款の規定にかかわらず、新料金単価適用開始日の前日をもって終了するものといたします。
 - ハ 上記のロに定める期限までに、お客さまより解約の通知がない場合は、お客さまは新たな料金単価を承諾したものとみなし、新料金単価適用開始日より新たな料金単価を適用いたします。

IV 自家発補給電力および予備電力

第16条 自家発補給電力

(1) 適用範囲

当社から電力の供給を受けて、電灯、小型機器もしくは動力を使用する需要で、お客さまの発電設備の検査、補修または事故により生じた不足電力の補給にあてるためのものに適用いたします。

(2) 契約電力

契約電力は、負荷の実情に応じてお客さまと当社との協議により定めます。電力供給契約書に契約電力が具体的に定められている場合、かかる記載は、電力供給契約締結時点でお客さまと当社が協議によって定めた契約電力といたします。

(3) その他

イ お客さまの発電設備の定期検査または定期補修にともなう電気の供給については、そ

- の時期はお客さまと当社との協議によってあらかじめ定めるものといたします。
- ロ その他の事項については特に定めのある場合を除き、常時供給電力に準ずるものといたします。

第17条 予備電力

(1) 適用範囲

常時供給設備等の補修または事故により生じた不足電力の補給にあてるため、予備電線路により電気を受ける次の場合に適用いたします。

イ 予備線

常時供給変電所から常時供給電圧と同位の電圧で供給を受ける場合

ロ 予備電源

常時供給変電所以外の変電所から供給を受ける場合または常時供給変電所から常時供給電圧と異なった電圧で供給を受ける場合

(2) 契約電力

契約電力は、常時供給電力の契約電力の値とします。お客さまに特別の事情がある場合で、お客さまが特に希望される場合は、負荷の実情に応じてお客さまと当社との協議を踏まえ当社と一般送配電事業者との協議により定めます。この場合の予備電力に係る契約電力は、原則として 50 キロワットを下回らないものとします。なお、電力供給契約書に契約電力が具体的に定められている場合、かかる記載を予備電力に係る契約電力といたします。

(3) その他

- イ お客さまが希望される場合は、予備線による電気の供給と予備電源による電気の供給とをあわせて受けることができます。
- ロ その他の事項については特に定めのある場合を除き、常時供給電力に準ずるものといたします。

V 料金の算定および支払い

第18条 料金の適用開始の時期

料金は、供給準備着手前に供給開始延期の申入れがあった場合およびお客さまの責めとならない理由によって供給が開始されない場合を除き、原則として電力供給契約書に記載された供給開始日から適用いたします。

第19条 検針日

検針日は、次により、一般送配電事業者が実際に検針を行なった日または検針を行なったものとされる日といたします。

- (1) 検針日は、お客さまの供給地点ごとに当社があらかじめお知らせした日（一般送配電事業者がお客さまの供給地点の属する検針区域に応じて定めた毎月一定の日および休日等を考慮して定めます。）に、各月ごとに行ないます。
- (2) お客さまが不在等のため、一般送配電事業者があらかじめお知らせした日に検針できなか

った場合は、検針に伺った日に検針を行なったものといたします。

- (3) やむをえない事情のある場合には、(1)にかかわらず、当社があらかじめお知らせした日以外の日に、一般送配電事業者により検針を行なうことがあります。
- (4) 一般送配電事業者の託送供給等約款に定めのある以下の事情により、(1)にかかわらず、各月ごとに検針が行なわれないことがあります。なお、ロの場合、非常変災等の場合を除き、あらかじめお客さまの承諾をえるものといたします。
 - イ 供給開始の日からその直後のお客さまの供給地点の属する検針区域の検針日までの期間が短い場合
 - ロ その他特別の事情がある場合
- (5) (3)の場合で、検針を行なったときは、当社があらかじめお知らせした日に検針を行なったものといたします。
- (6) (4)イの場合で、検針を行なわなかったときは、供給開始の直後のお客さまの供給地点の属する検針区域の検針日に検針を行なったものといたします。
- (7) (4)ロの場合で、検針を行なわなかったときは、検針を行なわない月については、当社があらかじめお知らせした日に検針を行なったものといたします。

第20条 料金の算定期間

- (1) 料金の算定期間は、原則として前月の検針日から当月の検針日の前日までの期間（以下「検針期間」といいます。）といたします。ただし、電気の供給を開始し、または電気供給契約が終了した場合の料金の算定期間は、開始日から直後の検針日の前日までの期間または直前の検針日から終了日までの期間といたします。
- (2) 当社があらかじめお客さまに電力量が記録型計量器に記録される日（以下「計量日」といいます。）をお知らせした場合には、(1)にかかわらず、前月の計量日から当月の計量日の前日までの期間（以下「計量期間」といいます。）といたします。ただし、電気の供給を開始し、または供給契約が終了した場合の料金の算定期間は、供給開始日から直後の計量日の前日までの期間または直前の計量日から終了日までの期間といたします。

第21条 使用電力量等の計量および算定

- (1) 使用電力量の計量は、一般送配電事業者が設置する記録型計量器によるものとし、料金の算定期間における使用電力量は供給地点で、30分ごとに計量される電力量を、料金の算定期間（ただし、供給契約を終了させる場合で、特別の事情があるときは、直前の検針日（当社があらかじめお客さまに計量日をお知らせした場合は、計量日）から終了日までの期間といたします。）において合計した値といたします。
- (2) 計量器の取り替えがなされた場合には、料金の算定期間における使用電力量は、(6)の場合を除き、取付けおよび取外した電力量計ごとに(1)に準じて計量した使用電力量を合算してえた値といたします。
- (3) 最大需要電力の計量は、一般送配電事業者が設置する記録型計量器により行うものといたします。
- (4) 力率の算定は、一般送配電事業者が設置する記録型計量器により行うものといたします。

- (5) 当社は、一般送配電事業者から受領する計量の結果について、お客さまにお知らせいたします。
- (6) 計量器の故障等によって使用電力量または最大需要電力を正しく計量できなかった場合および第 19 条(2)または(4)の場合で検針を行なわなかった場合には、使用電力量または最大需要電力は、一般送配電事業者と当社との協議によって定めます。この場合、当社は、速やかに一般送配電事業者との協議により決定された使用電力量または最大需要電力について、お客さまにお知らせいたします。
- (7) 検針を行なうことが困難である等特別の事情がある場合で一般送配電事業者が計量器を取り付けないときの使用電力量または最大需要電力は、あらかじめ一般送配電事業者と当社との協議によって定めます。この場合、当社は、速やかに一般送配電事業者との協議により決定された使用電力量について、お客さまにお知らせいたします。

第 22 条 料金の算定

- (1) 料金は、次の場合を除き、料金の算定期間を「1月」として算定いたします。
 - イ 電気の供給を新たに開始、または電力供給契約が終了した場合
 - ロ 第 20 条(1)の場合で検針期間の日数とその検針期間の始期に対応する検針の基準となる日の属する月の日数に対し、5 日を上回り、または下回るとき。
 - ハ 第 20 条(2)の場合で計量期間の日数とその計量期間の始期に対応する検針の基準となる日の属する月の日数に対し、5 日を上回り、または下回るとき。
- (2) 料金は、電力供給契約ごとに電力供給契約に定めた料金を適用して算定いたします。また算定後はすみやかにお客さまにその請求額を通知いたします。
- (3) (1)イ、ロまたはハの場合、基本料金に関しては、次のとおり日割計算とします。

$$1 \text{ 月の該当料金} \times \frac{\text{日割計算対象日数}}{\text{検針期間の日数}}$$

上記の計算上、(1)イの場合において基本料金の日割計算をするときは、日割計算対象日数には電気の供給の開始日および再開日を含み、停止日、停止日および終了日を除くものといたします。

- (4) (1)イの場合、従量料金に関しては、次のとおり計算します。
電力量については、料金の算定期間の使用電力量により算定します。
- (5) 第 20 条(2)の場合は、(3)にいう検針期間の日数は、計量期間の日数といたします。

第 23 条 料金その他の支払義務および支払期日

- (1) お客さまの料金の支払義務が発生する日は、次によります。
 - イ 検針日といたします。ただし、第 19 条(5)の場合の料金については実際に検針を行なった日とし、また、計量器の故障等によって使用電力量または最大需要電力を正しく計量できなかった場合は、使用電力量または最大需要電力が協議によって定められた日といたします。なお、第 21 条(7)の場合は、そのお客さまの供給地点の属する検針区域の検針日といたします。
 - ロ 電力供給契約が終了した場合は、終了日といたします。ただし、特別の事情があつて

供給契約の終了日以降に計量値の確認を行なった場合は、その日といたします。

- (2) お客さまの料金は支払期日までに支払っていただくものとし、支払期日は、下記のイからニの場合を除き、第 24 条(1)の定めによります。なお、支払期日が日曜日または休日に該当する場合は、それぞれ、その後の最初の営業日といたします。
- イ お客さまが、振り出し、もしくは引き受けた手形または振り出した小切手が不渡りとなり、銀行取引停止処分を受けた場合。
 - ロ お客さまが、破産、民事再生、会社更生、特別清算およびこれらに類する法的申請の申立を受け、または自ら申立を行った場合
 - ハ お客さまが、強制執行または担保権の実行としての競売の申立を受けた場合
 - ニ お客さまが公租公課の滞納処分を受けた場合
- (3) (2)イからニまでに該当する場合、お客さまの料金の支払期日は、次のとおりといたします。
- イ (2)イからニまでに該当する事由が発生した日までに支払義務が発生し、支払われていない料金（既に支払期日を経過している料金を除きます。）については、該当する事由が発生した日といたします。ただし、その該当する事由が発生した日に支払義務発生日から 2 営業日を経過していない料金については、支払義務発生日の翌日から起算して 2 営業日後といたします。
 - ロ (2)イからニまでに該当する事由が発生した日の翌日以降に支払義務が発生する料金については、支払義務発生日の翌日から起算して 7 日後といたします。
- (4) お客さまが、(2)イからニまでに該当する事由を解消された場合には、当社に申し出ていただきます。この場合、その事由が解消された日以降に支払義務が発生する料金については、お客さまがその事由に該当しなかったものとみなします。
- (5) 一般送配電事業者の託送供給等約款に基づいて発生し、当社がお客さまに請求する工事費負担金その他の金銭債務（以下「工事費等」といいます。）については、当社が指定する日までに支払っていただきます。

第 24 条 料金その他の支払方法

- (1) 料金の支払い方法については、下記 2 つの支払い方法より選択していただきます。
- ①振込
支払義務発生日の翌々月 10 日を支払期日とし、支払期日までに当社が指定する金融機関へお振り込みいただきます。この場合の振込手数料はお客さまのご負担となります。
 - ②口座引落とし
支払義務発生日の翌々月 5 日から 7 日の間（引落し日は当社各支店およびお客さまご指定の金融機関ごとに異なります。）にお客さまご指定の金融機関の該当口座より自動引落しさせていただきます。なお、振替手数料は当社が負担いたします。
- (2) (1)において②の支払方法を選択しており、お客さまが指定する金融機関の該当口座より自動引落しがなされなかった場合には、当社があらためて指定する金融機関を通じてお振り込みいただきます。この時、振込手数料はお客さまのご負担となります。
- (3) 工事費等については、当社が一般送配電事業者から請求を受けるつど、当社が指定した方法で支払っていただきます。

- (4) 当社は支払額に過誤があることが判明した場合、その支払い過剰額または過少額を遅滞なくお客さまへお知らせし、当社はお知らせした翌月の請求についてこれを清算させていただきます。
- (5) 当社は、当社が指定する会社を通じて、お客さまに対し、使用電力量の通知、振込先金融機関の指定、精算等の業務を行わせていただく場合があります。
- (6) 第 19 条(6)の場合、供給開始の日から直後の検針日の前日までを算定期間とする料金は、供給開始の直後の検針日から次回の検針日の前日までを算定期間とする料金とあわせて支払っていただきます。

第 25 条 遅延利息

お客さまが料金または工事費等を支払期日を経過してなお支払われない場合には、当社は、支払期日の翌日から支払い履行日に至るまで、請求料金から消費税等相当額を差し引いた金額に対して、年 10 パーセントの遅延利息を申し受けることがあります。

VI 使用および供給

第 26 条 適正契約の保持

- (1) 当社は、一般送配電事業者から接続供給契約が電気の使用状態に比べて不適當であるとして、接続供給契約を適正なものに変更することを求められた場合など、お客さまとの供給契約が電気の使用状態に比べて不適當と認められる場合には、当社はお客さまに(2)に記載する内容を記載した書面により通知し、通知を受けたお客さまはすみやかに供給契約を適正なものに変更していただきます。契約内容の変更に応じていただけない場合は、第 43 条(1)ホの規定にかかわらず、当社が書面にて通知した日から 15 日経過後に契約を解約するものとします。ただし、契約内容の変更に応じていただけない合理的な理由がある場合はこの限りではありません。
- (2) 当社がお客さまに書面により通知する内容は、以下のとおりといたします。
 - イ お客さまとの供給契約が電気の使用状態に比べて不適當と認められる理由および変更していただく内容
 - ロ 当社が求める変更内容に 15 日以内に変更していただけない場合、当該通知を送付した日から 15 日後に契約を解約する旨
 - ハ お客さまに対して①解除後無契約となった場合には電気の供給が止まること、および②最終保障供給が義務付けられている一般送配電事業者に対し、最終保障供給を申し込むという方法があること

第 27 条 契約超過金

- (1) 契約電力が 500 キロワット以上のお客さまが契約電力をこえて電気を使用された場合には、当社の責めとなる理由による場合を除き、当社は、以下の算式により算定される金額を契約超過金として申し受けます。

契約超過金

= (当該月の最大需用電力-当該月の契約電力) × 基本料金単価 × (1.85-力率/100) × 1.5

- (2) 契約超過金は、契約電力をこえて電気を使用された月の料金の支払期日までに支払っていただきます。
- (3) 契約電力の超過に伴い、当社と一般送配電事業者との間における接続供給契約に変更が生じた場合は、当社とお客さまとの契約に定める料金を変更させていただきます。

第28条 力率の保持

- (1) 需要場所の負荷の力率は、原則として85パーセント以上に保持していただきます。
なお、軽負荷時には進み力率とならないようにしていただきます。
- (2) 当社は、技術上必要がある場合には、進相用コンデンサの開閉をお客さまにお願いすること、および接続する進相用コンデンサ容量を協議させていただくことがあります。なお、この場合で進相用コンデンサを開閉していただいたときのその月の力率は、必要に応じてお客さまと当社との協議を踏まえ、一般送配電事業者と当社との協議によって定めます。

第29条 需要場所への立入りによる業務の実施

当社または一般送配電事業者は、次の業務を実施するため、お客さまの承諾をえてお客さまの土地または建物に立ち入らせていただくことがあります。この場合には、正当な理由がない限り、立ち入ることおよび業務を実施することを承諾していただきます。なお、お客さまのお求めに応じ、一般送配電事業者の係員は、所定の証明書を提示いたします。

- (1) 供給地点に至るまでの一般送配電事業者の供給設備または計量器等需要場所内の一般送配電事業者の電気工作物の設計、施工、改修または検査
- (2) 第49条(1)または(2)によって必要なお客さまの電気工作物の検査等の業務
- (3) 不正な電気の使用を防止するために必要なお客さまの電気機器の試験、負荷設備、受電設備もしくはその他電気工作物の確認もしくは検査または電気の使用用途の確認
- (4) 計量器の検針または計量値の確認
- (5) 第31条、第43条または第44条により必要な処置
- (6) その他託送供給等約款によって、接続供給契約の成立、変更もしくは終了等に必要な業務または一般送配電事業者の電気工作物にかかわる保安の確認に必要な業務

第30条 電気の使用等にもなうお客さまの協力

- (1) お客さまの電気の使用が、次の原因で他のお客さま（当社のお客さまに限られません。）の電気の使用を妨害し、もしくは妨害するおそれがある場合、または一般送配電事業者もしくは他の事業者等の電気工作物に支障を及ぼし、もしくは支障を及ぼすおそれがある場合（この場合の判定はその原因となる現象が最も著しいと認める地点で行います。）には、お客さまの負担で、必要な調整装置または保護装置を需要場所に施設するとともに、とくに必要がある場合には、供給設備を変更し、または専用供給設備を施設して、これにより電気を使用していただきます。

イ 負荷等の特性によって各相間の負荷が著しく平衡を欠く場合

- ロ 負荷等の特性によって電圧または周波数が著しく変動する場合
 - ハ 負荷等の特性によって波形に著しいひずみを生ずる場合
 - ニ 著しい高周波または高調波を発生する場合
 - ホ その他イ、ロ、ハまたはニに準ずる場合
- (2) お客さまが発電設備を一般送配電事業者の供給設備に電氣的に接続して使用される場合は、(1)に準じて取り扱うとともに、お客さまは、一般送配電事業者の定める発電設備系統連系サービス要綱に準じて、当該発電設備についてアンシラリーサービス料を申し受けます。ただし、お客さまが電気設備を一般送配電事業者の供給設備に電氣的に接続するにあたっては、電気設備に関する技術基準、その他の法令等に従い、かつ、一般送配電事業者の託送供給等約款別冊に定める系統連系技術要件を遵守して、一般送配電事業者の供給設備の状況等を勘案して技術上適当と認められる方法によるものとします。
- (3) 次のいずれかに該当する場合において、一般送配電事業者から電気の供給にともなう設備の施設場所の提供を当社またはお客さまが求められた場合、および当社が必要に応じお客さまの電力負荷を測定するために必要な通信設備の設置場所の提供をお客さまに求めた場合には、お客さまはそれらの場所を無償で提供していただきます。
- イ お客さま（共同引込線による引込みで電気を供給する複数のお客さまを含みます。）のみのためにお客さまの土地または建物に引込線もしくは接続装置等の供給設備を施設する場合
 - ロ 料金の算定上必要な記録型計量器、その付属装置（計量器箱、変成器、変成器の2次配線および計量情報等を伝送するための通信装置等をいいます。）および区分装置（力率測定時間を区分する装置等をいいます。）を取付ける場合
 - ハ 通信設備等を設置する場合
 - ニ 需要場所の電流制限器その他の適当な装置の取付けをする場合
- (4) お客さまは、次に掲げるお客さまの所有物については、一般送配電事業者が無償で使用することを承諾していただきます。
- イ お客さまの負担でお客さまが施設した付帯設備（お客さまの土地もしくは建物に施設される供給設備を支持し、または収納する工作物およびその供給設備の施設上必要なお客さまの建物に付合する設備をいいます。）
 - ロ お客さまの負担でお客さまが施設した、架空引込線を取り付けるために需要場所内に設置する引込小柱等の補助支持物
 - ハ お客さまの負担でお客さまが施設した、地中引込線の施設上必要な次のいずれかの付帯設備
 - (イ) 鉄管、暗きょ等お客さまの土地または建物の壁面等に引込線をおさめるために施設される工作物（π 引込みの場合のケーブルの引込みおよび引出しのために施設されるものを含みます。）
 - (ロ) お客さまの土地または建物に施設される基礎ブロック（接続装置を固定するためのものをいいます。）およびハンドホール
 - ニ お客さまの希望によって、お客さまの負担でお客さまが取り付けた計量器の付属装置または変成器の2次配線等
 - ホ 一般送配電事業者が記録型計量器に記録された電力量計の値等を伝送するためにお

お客様の電気工作物を使用することを求めた場合における当該お客様の電気工作物

- (5) お客様が電気工作物の変更の工事を行った場合には、その工事が完成したとき、すみやかにその旨を当社および一般送配電事業者または登録調査機関に通知するものとします。
- (6) 電気の供給の実施に伴い、一般送配電事業者が施設または所有する供給設備の工事および維持のために必要な用地等の確保等について協力していただきます。
- (7) 電気の供給の実施に伴い、必要に応じて当社指定の様式に従い、1週間毎の使用電力量の計画書を提出していただきます。

第31条 供給の停止

- (1) お客様が次のいずれかに該当する場合には、一般送配電事業者により、そのお客様について電気の供給が停止されることがあります。
 - イ お客様の責めとなる理由により生じた保安上の危険のため緊急を要する場合
 - ロ お客様の需要場所内の計量器もしくは電気工作物を故意に損傷し、または亡失して、一般送配電事業者に重大な損害を与えた場合
- (2) お客様が次のいずれかに該当し、一般送配電事業者から当社がその旨の警告を受けた場合で、当社がお客様に対し、その原因となった行為について改めるよう求めたにもかかわらず、改めない場合には、一般送配電事業者により、そのお客様について電気の供給が停止されることがあります。
 - イ お客様の責めとなる理由により保安上の危険がある場合
 - ロ 電気工作物の改変等によって不正に電力を使用された場合
 - ハ 第29条に反して、当社または一般送配電事業者の係員の立入りによる業務の実施を正当な理由なく拒否された場合
 - ニ 第30条によって必要となる措置を講じられない場合
 - ホ 一般送配電事業者の託送供給等約款に定める業務の遂行を、正当な理由なく拒否または妨害した場合
- (3) お客様が次のいずれかに該当し、当社が一般送配電事業者から適正契約への変更および適正な使用状態への修正を求められ、当社がお客様に対し、第26条に定める適正契約への変更および適正な使用状態への修正を求めたにもかかわらず、これに応じていただけないときには、一般送配電事業者により、電気の供給が停止されることがあります。
 - イ 契約電力をこえて接続供給を利用する場合
 - ロ 接続供給電力が契約電力を継続して下回る場合
- (4) その他お客様が本約款または法令等に反した場合には、一般送配電事業者により、電気の供給が停止されることがあります。
- (5) (1)から(4)によって電気の供給を停止する場合には、お客様の電気設備において、一般送配電事業者による、供給の停止のための適当な処置が行われます。なお、この場合には、一般送配電事業者の求めに応じて、必要に応じてお客様に協力をさせていただきます。

第32条 供給停止の解除

第31条によって電気の供給を停止した場合で、お客様がその理由となった事実を解消したと

きには、一般送配電事業者による電気の供給が再開されます。

第 33 条 供給停止期間中の料金

第 31 条によって電気の供給を停止した場合には、その停止期間中については、当社は基本料金の 50 パーセント相当額を第 22 条(3)により停止期間中の日数につき日割り計算して算定し、その額をお客さまより申し受けます。この場合、停止期間中の日数には電気の供給を停止した日を含み、電気の供給を再開した日を含まないものといたします。

第 34 条 違約金

- (1) お客さまが不正に電気を使用し、料金の全部または一部の支払いを免れた場合には、当社は、その免れた金額の 3 倍に相当する金額を、違約金として申し受けます。
- (2) (1)の免れた金額は、本約款に定められた供給条件に基づいて算定された金額と、不正な使用方法に基づいて算定された金額との差額といたします。
- (3) 不正に使用した期間が確認できない場合は、6 月以内で一般送配電事業者が決定した期間といたします。

第 35 条 給電指令等の措置

次のいずれかに該当する場合には、一般送配電事業者により供給時間中にお客さまに給電指令が行われ、お客さまの電気の供給が中止され、またはお客さまに電気の使用が制限されることがあります。ただし、緊急やむをえない場合は、一般送配電事業者により、給電指令が行われ、お客さまの電気の使用を制限し、または中止されることがあります。

- (1) 一般送配電事業者が維持および運用する供給設備に故障が生じ、または故障が生ずるおそれがある場合
- (2) 一般送配電事業者が維持および運用する供給設備の点検、修繕、変更その他の工事上やむをえない場合
- (3) 系統全体の需要が大きく低下し、調整電源による対策の実施にもかかわらず、原子力発電または水力発電を抑制する必要性が生じた場合
- (4) その他電気の供給上または保安上必要がある場合

第 36 条 制限または中止の料金割引

当社は、第 35 条によって、電気の供給が中止され、またはお客さまが電気の使用を制限し、もしくは中止した場合も、料金を割引いたしません。

第 37 条 損害賠償の免責

- (1) 当社は、あらかじめ定めた需給開始日に電気を供給できない場合にも、当社の故意重過失による場合を除き、お客さまの受けた損害につき、賠償の責めを負いません。
- (2) お客さまが第 5 条における協議に応じなかったことによってお客さまの受けた損害については、当社はその賠償の責めを負いません。
- (3) 期間満了によって電力供給契約が終了した場合、第 9 条(2)によって電力供給契約を解約した場合、第 31 条によって電気の供給を停止した場合、または第 43 条によって電力供給

契約を解除した場合もしくは電力供給契約が終了した場合には、その名目、理由の如何を問わず、当社はお客さまの受けた損害について賠償の責めを負いません。

- (4) 当社は、お客さまが漏電その他の事故により受けた損害について賠償の責めを負いません。ただし、当社の故意または過失による場合は、この限りではありません。
- (5) 天候、天災、伝染病、戦争、暴動、労働争議等不可抗力によってお客さまもしくは当社が損害を受けた場合、当社もしくはお客さまはその損害について賠償の責めを負いません。
- (6) 当社は、一般送配電事業者の責めに帰すべき事由により被ったお客さまの損害につき、賠償の責めを負いません。

第 38 条 設備の賠償

お客さまが故意または過失によって、その需要場所内の当社または一般送配電事業者の電気工作物、電気機器その他の設備を損傷し、または亡失した場合は、一般送配電事業者の定める託送供給等約款に準じて、修理可能な場合は修理費、亡失または修理不可能の場合は帳簿価額と取替工事費との合計額について賠償していただきます。

VII 契約の変更および終了

第 39 条 電力供給契約の変更

契約期間中は、原則として、電力供給契約の内容の変更には応じられません。やむを得ずお客さまが電力供給契約の変更を希望する場合は、当社との協議のうえ、変更に伴う負担金額を定め、新しい契約内容に変更できるものといたします。なお、契約は、原則として変更の申し出をしていただいた日の属する月の翌月の検針日に変更されるものといたします。

第 40 条 名義の変更

合併その他の原因によって、新たなお客さまが、それまで電気の供給を受けていたお客さまの当社に対する電気の使用についてのすべての権利義務を受け継ぎ、引き続き電気の使用を希望される場合は、名義変更を協議させていただきます。この場合には、その旨を当社へ書面により申し出ていただきます。

第 41 条 供給開始後の電力供給契約の変更または終了にともなう料金の精算

お客さまが契約電力を変更される場合、または電力供給契約が終了する場合において、当社が接続供給契約に基づき一般送配電事業者から料金の精算を求められるときには、当社はその精算金をお客さまより申し受けます。ただし非常変災等やむをえない理由による場合はこの限りではありません。

第 42 条 供給開始後の電力供給契約の変更または終了にともなう工事費等の精算

お客さまが電気の使用を開始され、その後契約電力の変更または電力供給契約が終了する場合に、当社がお客さまに電気を供給するための一般送配電事業者との間の接続供給契約に基づいて一般送配電事業者から工事費等の精算を求められる場合には、当社はその精算金をお客さま

より申し受けます。ただし、非常変災等やむをえない理由による場合はこの限りではありません。

第43条 当社による解除

(1) 当社は、お客さまが次のいずれかに該当する場合には、電力供給契約を解除することがあります。なお、この場合には、電気供給契約の解除の15日前までに解除日を予告するとともに、お客さまに対して①解除後無契約となった場合には電気の供給が止まること、および②最終保障供給が義務付けられている一般送配電事業者に対し、最終保障供給を申し込むという方法があることを書面で説明いたします。

イ 第31条によって電気の供給を停止されたお客さまが当社の定めた期日までにその理由となった事実を解消されない場合

ロ お客さまが電気料金を支払期日を20日経過してなお支払わない場合

ハ お客さまが他の供給契約（既に終了しているものを含みます。）の料金を支払期日を経過してなお支払われない場合

ニ お客さまが本契約によって支払いを要することとなった料金以外の債務（遅滞利息、契約超過金、その他本契約から生ずる金銭債務をいいます。）を支払わない場合

ホ その他お客さまが電力供給契約または本約款に違反し（第55条の場合を含み、第26条(1)の場合を除きます。）、相当の期間を定めて是正を求めた後もなお是正されなかった場合

ヘ お客さまが仮差押、差押、破産、競売、会社更生、民事再生手続き等の申立を受け、または自らこれらの申立をした場合

ト お客さまが振出または引き受けた手形および小切手が不渡りとなった場合

チ その他、上記各号に準ずると認められる場合

(2) お客さまが、第9条(2)による通知をされないうで、その需要場所から移転され、電気を使用されていないことが明らかな場合には、一般送配電事業者が供給を終了させるための処置をおこなった日に電力供給契約は終了するものといたします。

(3) 第40条の際に、当社は電力供給契約を解除する権利を有します。

第44条 お客さまによる解除

お客さまは、当社が下記の各号に該当する場合、電力供給契約の一部または全部を解除することができます。

(1) 電力供給契約または本約款の条項に違反し、相当の期間を定めて是正を求めた後もなお是正されなかった場合

(2) 仮差押、差押、破産、競売、会社更生、民事再生手続き等の申立を受け、または自らこれらの申立をした場合

(3) 振出または引き受けた手形および小切手が不渡りとなった場合

(4) その他、上記各号に準ずると認められる場合

第45条 電力供給契約終了後の債権債務関係

電力供給契約に基づく料金の支払義務その他電力供給契約の終了前に発生した債権債務および

第 54 条の規定の効力は、電力供給契約の終了後も存続するものとします。

Ⅷ 工事および工事費の負担

第 46 条 供給設備の工事費負担

- (1) お客様が新たに電気を使用し、または契約電力を増加される場合で、これに伴い新たに施設される配電設備もしくは特別供給設備、またはお客様の希望によって供給設備を変更する場合において、当社が接続供給契約に基づいて一般送配電事業者より工事費等の負担を求められる場合には、当社は、お客様にその工事費等を負担していただきます。
- (2) 電気の供給に必要な設備の一部または全部を施設した後、お客様の都合によって供給開始にいたらないで電力供給契約を廃止または変更される場合は、当社は当該電力会社から請求された費用をお客様に負担していただきます。

第 47 条 計量器等の取付け

- (1) 料金の算定上必要な計量器、その付属装置（計量器箱、変成器、変成器箱および変成器の 2 次配線および計量情報を伝送する為の通信装置等をいいます。）および区分装置（力率測定時間を区分する装置等をいいます。）は、原則として、一般送配電事業者が選定し、かつ、一般送配電事業者の所有とし、一般送配電事業者の負担で取り付けます。ただし、お客様の希望によって計量器の付属装置を施設する場合または変成器の 2 次配線等でとくに多額の費用を要する場合には、お客様の負担により、お客様で取り付けていただくことがあります。記録型計量器に記録された電力量計の値等を伝送するために一般送配電事業者がお客様の電気工作物を使用する場合の当該電気工作物は計量器の付属装置とはいたしません。
- (2) 計量器、その付属装置および区分装置の取り付け位置は、適当な計量ができ、かつ、検針、検査ならびに取付けおよび取外し工事が容易な場所とし、お客様と関係者との協議によって定めます。
- (3) 一般送配電事業者は、記録型計量器に記録された電力量計の値等を伝送するためにお客様の電気工作物を使用することがあります。
- (4) お客様の希望によって計量器、その付属装置および区分装置の取り付け位置を変更、またはこれに準ずる工事をする場合には、実費に消費税等相当額を加えた金額を申し受けま
- (5) お客様が契約電力を変更される場合で、これに伴い新たに受電電力量の計量に必要な計量器、その付属装置、および区分装置を取り付けるときは、当社はその工事費の全額に消費税等相当額を加えた金額を工事費負担金としてお客様に申し受けま

Ⅸ 保安

第 48 条 保安の責任

供給地点に至るまでの供給設備（一般送配電事業者が所有権を有しない設備を除く。）および計量器等需要場所内の一般送配電事業者の電気工作物について、一般送配電事業者が保安の責任を負います。

第 49 条 保安等に対するお客さまの協力

- (1) 次の場合には、お客さまからすみやかにその旨を当社および一般送配電事業者へ通知していただきます。この場合には、当社および一般送配電事業者は、ただちに適当な処置をいたします。
 - イ お客さまが、引込線、計量器等その需要場所内の一般送配電事業者の電気工作物に異状もしくは故障があり、または異状もしくは故障が生ずるおそれがあると認めた場合
 - ロ お客さまが、お客さまの電気工作物に異状もしくは故障があり、または異状もしくは故障が生ずるおそれがあり、それが計量器もしくは一般送配電事業者の設備に影響を及ぼすおそれがあると認めた場合
- (2) お客さまが、一般送配電事業者の供給設備を使用しないことが明らかな場合で、一般送配電事業者が保安上必要と認めるときは、その期間について、一般送配電事業者は、(1)に準じて、適当な処置をいたします。
- (3) お客さまが一般送配電事業者の供給設備に直接影響を及ぼすような物件の設置、変更または修繕工事をされる場合、当社に事前に通知していただき協議させていただきます。なお、保安上緊急に変更または修繕工事をされた場合には、その内容を直ちに当社に通知していただきます。これらの場合において、保安上とくに必要があるときには、当社は、お客さまにその内容を変更していただくことがあります。
- (4) 一般送配電事業者が、必要に応じて、当社とお客さまの供給契約の開始に先だち、電力をしゃ断する開閉器の操作方法等について、お客さまと協議を行なうことがあります。

第 50 条 調査

- (1) 一般送配電事業者が、法令で定めるところにより、お客さまの電気工作物が技術基準に適合しているかどうかを調査いたします。なお、お客さまのお求めに応じ、一般送配電事業者の係員は、所定の証明書を提示いたします。
- (2) 調査は、次の事項について行ないます。ただし、必要がないと認められる場合には、その一部が省略されることがあります。
 - イ 絶縁抵抗値または漏えい電流値の測定
 - ロ 接地抵抗値の測定
 - ハ 点検
- (3) 一般送配電事業者は、(1)の調査の結果、技術基準に適合していると認めるときはその旨を、適合していないと認めるときは技術基準に適合させるためにとるべき措置およびその措置をとらなかった場合に生ずると予想される結果を、お客さまにお知らせいたします。なお、調査結果の通知は、調査年月日、係員、調査についての照会先等を記載した文書により、原則として調査時に行ないます。
- (4) お客さまが電気工作物の変更の工事を行なった場合には、その工事が完成したとき、すみやかにその旨を当社および一般送配電事業者または登録調査機関に通知していただきま

す。

- (5) 一般送配電事業者は、(1)により調査を行なうにあたり、必要があるときは、お客さまの承諾をえて電気工作物の配線図を提示していただきます。

第 51 条 検査または工事の受託

- (1) お客さまは、保安上必要な電気工作物の検査を一般送配電事業者に申し込むことができます。
- (2) (1)の申込みがなされた場合には、一般送配電事業者は、すみやかに検査を行ないます。この場合には、お客さまに検査料として実費を負担していただきます。ただし、軽易なものについては、無料となることがあります。
- (3) お客さまは、保安上必要な電気工作物の工事を一般送配電事業者に申し込むことができます。
- (4) (3)の申込みを受けた場合には、一般送配電事業者は、できる限りこれを受託いたします。一般送配電事業者が受託したときには、お客さまは実費を負担していただきます。ただし、電線被覆損傷箇所のテープ巻き等の軽易なものについては、材料費（消耗品を除きます。）のみの負担となります。

第 52 条 自家用電気工作物

お客さまの電気工作物のうち自家用電気工作物については、第 50 条および第 51 条は、適用いたしません。

X その他

第 53 条 連絡体制

お客さまと当社は、安定した電気の供給を確保する為に必要な連絡体制を確立し、維持するものといたします。

第 54 条 守秘義務

- (1) 電力供給契約および電力供給契約に付随して締結された附則または覚書の存在および内容に関しては、内容に関連する書類一切を含めてこれらの情報を、電力供給契約の締結にかかわる相手方の事前承諾なしに第三者に開示しないものとします。ただし、電力供給契約の履行に関連して一般送配電事業者の情報提示が必要なもの、または、法令上の根拠、公的機関からの正当な権限・目的による開示要請がある場合は、守秘義務規定から除外するものとします。
- (2) (1)にかかわらず、当社は、お客さまが本約款によって支払いを要することとなった料金その他の債務について当社の定める期日を経過してなお支払われない場合には、お客さまの氏名、住所、支払状況等の情報を他の小売電気事業者等へ当社が通知することがあります。

第 55 条 暴力団排除に関する条項

- (1) お客さまおよび当社は、本件契約締結および将来にわたり、電力供給契約に関わる地方自治体の定める暴力団排除に関する条例に従うものとします。
- (2) お客さまおよび当社は、現在および将来にわたり、暴力団、暴力団員、暴力団準構成員、暴力団関係企業、総会屋等その他これらに準ずる者(以下「暴力団員等」といいます。)および次のいずれかに該当しないことを表明し保証します。
 - イ 暴力団員等が経営を支配しまたは実質的に関与していると認められる関係を有すること。
 - ロ 自己、自社もしくは第三者の不正の利益を図る目的または第三者に損害を加える目的をもってするなど、不当に暴力団員等を利用していると認められる関係を有すること。
 - ハ 暴力団員等に対して資金等を提供しまたは便宜を供与するなどの関与をしていると認められる関係を有すること。
 - ニ 役員または経営に実質的に関与している者が暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有すること。
- (3) お客さまおよび当社は、自らまたは第三者を利用して次のいずれか一つにでも該当する行為を行わないことを表明し保証します。
 - イ 暴力的な要求行為。
 - ロ 法的な責任を超えた不当な要求行為。
 - ハ 取引に関して、脅迫的な言動をし、または暴力を用いる行為。
 - ニ 風説を流布し、偽計を用いまたは威力を用いて相手方の信用を毀損し、または相手方の業務を妨害する行為。
 - ホ その他、上記に準ずる行為。
- (4) お客さまおよび当社は、相手方が上記の (2) および (3) のいずれかに 1 つでも違反した場合は、相手方の有する期限の利益を喪失させ、また、第 43 条および第 44 条の定めに従い電力供給契約を解除することができるものとします。
- (5) お客さまおよび当社は、上記 (4) に基づく解除により解除された当事者が被った損害につき、一切の義務および責任を負わないものとします。

第 56 条 管轄裁判所

お客さまとの電力供給契約に関する一切の紛争については札幌地方裁判所を第 1 審の専属合意管轄裁判所とします。

第 57 条 協議

電力供給契約および約款に定めのない事項または疑義が生じた場合は、甲乙誠実に協議のうえ、解決するものとします。

本約款は 2019 年 10 月 1 日より施行するものとします。

附 則

燃料費調整

(1) 燃料費調整額の算定

イ 平均燃料価格

原油換算値1キロリットル当たりの平均燃料価格は、貿易統計の輸入品の数量および価額の値に基づき、次の算式によって算定された値といたします。なお、平均燃料価格は、100円単位とし、100円未満の端数は、10円の位で四捨五入いたします。

$$\text{平均燃料価格} = A \times \alpha + B \times \beta$$

A=各平均燃料価格算定期間における1キロリットル当たりの平均原油価格

B=各平均燃料価格算定期間における1トン当たりの平均石炭価格

$$\alpha = 0.4699$$

$$\beta = 0.7879$$

なお、各平均燃料価格算定期間における1キロリットル当たりの平均原油価格および1トン当たりの平均石炭価格の単位は、1円とし、その端数は、小数点以下第1位で四捨五入いたします。

ロ 燃料費調整単価

燃料費調整単価は、各契約種別ごとに次の算式によって算定された値といたします。なお、燃料費調整単価の単位は、1銭とし、その端数は、小数点以下第1位で四捨五入いたします。

(イ) 1キロリットル当たりの平均燃料価格が37,200円を下回る場合

$$\text{燃料費調整単価} = (37,200 \text{円} - \text{平均燃料価格}) \times \frac{\text{(2)の基準単価}}{1,000}$$

(ロ) 1キロリットル当たりの平均燃料価格が37,200円以上の場合

$$\text{燃料費調整単価} = (\text{平均燃料価格} - 37,200 \text{円}) \times \frac{\text{(2)の基準単価}}{1,000}$$

ハ 燃料費調整単価の適用

各平均燃料価格算定期間の平均燃料価格によって算定された燃料費調整単価は、その平均燃料価格算定期間に対応する燃料費調整単価適用期間に使用される電気に適用いたします。各平均燃料価格算定期間に対応する燃料費調整単価適用期間は、次のとおりといたします。

平均燃料価格算定期間	燃料費調整単価適用期間
毎年1月1日から3月31日までの期間	その年の5月の検針日から6月の検針日の前日までの期間

毎年2月1日から4月30日までの期間	その年の6月の検針日から7月の検針日の前日までの期間
毎年3月1日から5月31日までの期間	その年の7月の検針日から8月の検針日の前日までの期間
毎年4月1日から6月30日までの期間	その年の8月の検針日から9月の検針日の前日までの期間
毎年5月1日から7月31日までの期間	その年の9月の検針日から10月の検針日の前日までの期間
毎年6月1日から8月31日までの期間	その年の10月の検針日から11月の検針日の前日までの期間
毎年7月1日から9月30日までの期間	その年の11月の検針日から12月の検針日の前日までの期間
毎年8月1日から10月31日までの期間	その年の12月の検針日から翌年の1月の検針日の前日までの期間
毎年9月1日から11月30日までの期間	翌年の1月の検針日から2月の検針日の前日までの期間
毎年10月1日から12月31日までの期間	翌年の2月の検針日から3月の検針日の前日までの期間
毎年11月1日から翌年の1月31日までの期間	翌年の3月の検針日から4月の検針日の前日までの期間
毎年12月1日から翌年の2月28日までの期間（翌年が閏年となる場合は、翌年の2月29日までの期間）	翌年の4月の検針日から5月の検針日の前日までの期間

二 燃料費調整額

燃料費調整額は、その1月の使用電力量にロによって算定された燃料費調整単価を適用して算定いたします。また、電力量料金の燃料費調整額は、その1月の使用電力量から最低料金適用電力量を差し引いたものにロによって算定された燃料費調整単価を適用して算定いたします。

(2) 基準単価

基準単価は、平均燃料価格が1,000円変動した場合の値といたします。

基準単価は、次のとおりといたします。

高圧については、1キロワット時につき18銭9厘

特別高圧については、1キロワット時につき18銭4厘

再生可能エネルギー発電促進賦課金

(1) 電気料金

電気料金は第15条の規定にかかわらず、当分の間、第15条の規定によって電気料金として定められた金額に、次によって算定された再生可能エネルギー発電促進賦課金それぞれの

合計値を加えたものといたします。

イ 再生可能エネルギー発電促進賦課金単価

再生可能エネルギー発電促進賦課金単価は、再生可能エネルギー特別措置法第 16 条第 2 項に定める納付金単価に相当する金額といたします。

ロ 再生可能エネルギー発電促進賦課金単価の適用期間

再生可能エネルギー特別措置法その他の関係法令等に定めるところに従い、原則として、4 月の検針日から翌年の 4 月の検針日の前日までの期間に使用される電気に適用いたします。

ハ 再生可能エネルギー発電促進賦課金の対象となる使用電力量

再生可能エネルギー発電促進賦課金の対象となる使用電力量はその 1 月の常時供給電力および自家発補給電力の使用電力量の合計電力量といたします。

二 再生可能エネルギー発電促進賦課金

再生可能エネルギー発電促進賦課金は、上記ハに定めるその 1 月の使用電力量に上記イに定める再生可能エネルギー発電促進賦課金単価を乗じて算定いたします。

なお、再生可能エネルギー発電促進賦課金の単価は、1 円とし、その端数は、切り捨てます。

ホ 再生可能エネルギー発電促進賦課金についての特別措置

再生可能エネルギー特別措置法附則第 9 条第 1 項に定める電気の利用者に該当するお客さまの再生可能エネルギー発電促進賦課金は、再生可能エネルギー特別措置法その他関係法令等に定めるところに従い、上記へにかかわらず、零円といたします。

また、再生可能エネルギー特別措置法第 17 条第 1 項の規定により認定を受けた事業所に係るお客さまの再生可能エネルギー発電促進賦課金は、再生可能エネルギー特別措置法その他関係法令等に定めるところに従い、上記二にかかわらず、上記二によって再生可能エネルギー発電促進賦課金として算定された金額から、当該金額に再生可能エネルギー特別措置法附則第 17 条第 3 項に規定する政令で定める割合を乗じて得た金額（以下「減免額」といいます。）を差し引いたものといたします。なお、減免額の単位は、1 円とし、その端数は切り捨てます。

また、お客さまの事業所が再生可能エネルギー特別措置法附則第 17 条第 1 項の規定により認定を受けた場合、または再生可能エネルギー特別措置法附則第 17 条第 5 項もしくは第 6 項の規定により認定を取り消された場合は、すみやかにその旨を当社に申し出ていただきます。

(2) 遅延利息

当社は、第 25 条の規定にかかわらず、当分の間、その算定の対象となる請求料金から、次のイおよびロを差し引いた金額に対し、年 10 パーセントの遅延利息をお客さまに申し受けます。

イ 消費税等総合額より次のハの算式で算定された再生可能エネルギー発電促進賦課金の消費税等相当額の合計を差し引いた後の金額

ロ 再生可能エネルギー発電促進賦課金

ハ 再生可能エネルギー発電促進賦課金の消費税等相当額

＝再生可能エネルギー発電促進賦課金×消費税等の税率/(1+消費税等の税率)
なお、消費税相当額ならびに上記への算式により算定された金額の単位は、1円とし、その端数は切り捨てます。

契約に関わる注意事項

- (1) お客さまが当社との電力供給契約締結前に利用していた小売電気事業者（以下「旧事業者」といいます。）との契約内容に、違約金等の解約に関わる支払い義務等に関する事項が定められていた場合、当社との電力供給契約締結に伴う旧事業者との契約解除により、違約金等を請求される場合があります。
- (2) 以下の旧事業者との取引またはその期間およびその内容等において利用したサービス等について、当社との電力供給契約締結に伴う旧事業者との契約解除をもって、失効または利用停止となる場合があります。
 - イ 特典およびポイントサービス
 - ロ 割引メニューまたは割引サービス
 - ハ 各種照会サービス
 - ニ その他旧事業者との取引に関わるサービス等

お問い合わせ窓口その他当社に関する情報

名称	株式会社いちたかガスワン
登録番号	小売電気事業者登録番号： A0094
所在	〒064-0808 札幌市中央区南8条西6丁目1036番地
受付時間	24時間
電話番号	0120-296-365
Eメール	info@ichitaka.co.jp
※停電・緊急時は、一般送配電事業者の連絡先をご案内いたします。	